

愛知学院大学文学部紀要投稿規程

平成31年1月16日制定

〔投稿資格〕

第1条 本紀要は、以下の者について投稿資格を有するものとする。

1. 文学部専任教員（客員教授を含む）。
2. 文学部非常勤教員（専任教員と共著であることを条件とする）。
3. それ以外の者についても、専任教員が筆頭著者であれば投稿を認める。

なお、本紀要に投稿を希望する者は、愛知学院大学における研究者等の行動規範（平成21年4月1日制定）を遵守しなければならない。

〔掲載原稿〕

第2条 本紀要に掲載される原稿の種類については以下のように規定し、別に定める本紀要執筆要項に従って投稿しなければならない。

1. 論文
2. 研究ノート
3. 資料紹介
4. 翻訳・訳注
5. 書評
6. その他（上記以外の原稿でも文学会委員会で適当と判断したものは受け付ける）

〔原稿の内容〕

第3条 原稿は、未発表の内容に限り、二重投稿は認められない。

〔編集〕

第4条 本紀要の編集については、文学会委員会によって行われるものとする。

〔投稿〕

第5条 投稿については、筆頭著者1人につき1本とする。また、投稿に際しては、文学会委員会が定める執筆要項に基づき、期日を厳守して完成原稿を投稿する。投稿後の大幅な書き直し、差し替えなどは一切認められない。

〔著作権・公衆送信権〕

第6条 掲載された論文などの著作権は著作者が専有するものとする。ただし、著作権に属する諸権利のうち、公衆送信権については、文学会に帰属するものとする。

〔掲載論文等の転載〕

第7条 掲載後の転載については、本誌掲載の旨を明記すること。

〔改廃〕

第8条 この規定の改廃は、文学会委員によって行われ、文学部教授会の議を経るものとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。